

マネックスグループ株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、マネックスグループ株式会社と称し、英文では、Monex Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を保有することによる、当該会社の事業活動の支配・管理。
 - 1 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
 - 2 金融商品取引法に規定する金融商品取引業に付随する業務
 - 3 その他金融商品取引法の規定により金融商品取引業者が営むことのできる業務
 - 4 投資に関するセミナー及びインターネット等による通信講座の主催並びに専門書及び印刷物の編集、販売、インターネットによる投資に関する情報提供等の投資教育業務
 - 5 生命保険業
 - 6 海上、火災、運送、自動車、自動車損害賠償責任、傷害、盗難、硝子、航空、風水害、動物、信用、労働者災害補償責任、補償、賠償責任、機械、建設工事、船客傷害賠償責任、原子力、動産総合及び費用・利益の各保険事業並びに以上各種保険の再保険事業
 - 7 信託業務
 - 8 銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
 - 9 その他の金融サービス及びそれに附帯又は関連する業務
 - 10 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 - (2) 組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等による投資目的の出資
- 2 当社は、前項に定める業務に附帯又は関連する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、8,800,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第12条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、他の議決権ある株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面等を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条 当社に取締役10名以内を置く。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、取締役の中から、代表取締役会長及び代表取締役社長各1名その他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経

ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数の決議をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものの外、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第29条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集権者及び議長)

第34条 監査役会は、常勤監査役が招集する。但し、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。

- 2 監査役会の議長は、監査役会が定めたところにより、常勤監査役がこれに任じ、常勤監査役に事故あるときは、予め監査役会の定める順序に従い、他の監査役が議長となる。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、前項に定める招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数の決議をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名を行う。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度及び決算期)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当及び中間配当)

第46条 当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をする。

- 2 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。

(除斥期間等)

第47条 金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には、利息を付さないものとする。

平成 16 年 8 月 2 日制定

平成 17 年 6 月 25 日一部改定

平成 18 年 6 月 24 日一部改定

平成 20 年 6 月 21 日一部改定

平成 20 年 7 月 1 日一部改定

平成 20 年 10 月 1 日一部改定

平成 21 年 6 月 20 日一部改定

平成 22 年 6 月 19 日一部改定